

土浦の自然を守る会

趣意書及び規約

わたしたち土浦およびその周辺地区の住民は、西に筑波山、東に水郷霞ヶ浦を控え、豊かな緑と田園風景に恵まれた美しい生活環境を長い間享受してまいりました。

しかしながら、ここ十年来、急速な都市化と工場誘致等に伴ない、わたしたち住民の生活に直接、間接の影響を与えるさまざまな問題が起こってきたことは、ご承知のことと思います。つい数年前までは白帆と釣舟、そして子どもたちの絶好の水遊びの場であった霞ヶ浦の水は見る影もなく汚染され、古来名産のワカサギは絶滅に瀕し、多くの魚類には想像もしなかったような奇病が発生しております。そのうえ、わたしたちの憩いの場であった桜川、筑波山およびその周辺における自然破壊は目に見えぬものがあります。このままわたしたちが現状を黙視していれば、わたしたちの環境は取り返しがつかぬほど恐ろしい姿に変貌し、子供たちの遊び場は奪われ、つい

には、わたしたちの健康のみならず、その生命すらも危機にさらされるようになることは、多くの公害都市の前列を見れば容易に推察されましょう。

しかもこのような現状に対し、地方自治体の対策は、きわめて消極的であるばかりでなく、時にはその傾向を助長するかに見えるのは、誠に残念なことでありませう。

そこで本会は、ここに、わたしたちの自然を守るための市民運動の母体となるべく、一般市民の手によって結成されました。本会は従って既成の政治団体、利益団体等とは全く無関係であり、あくまでも、一般市民の自主的参加を基にした独立組織であります。

本会の主目的は、自然の持つ微妙なしくみを生態学的に把握し、現状に関する資料の収集、整理、実地調査研究等を基盤として、わたしたちを取りまく自然環境に理解を深め、その破壊を防ぐ具体的方策を講じるよう努力することにあります。

そして本会が当面取り組むべき緊急課題としては、わたしたち一般住民の痛切な願望である自然を生かしたレクリエーション地帯の確保、桜川堤およびその河川敷の